○山中湖村旅割事業補助金交付要綱

山中湖村旅割事業補助金交付要綱

(趣旨等)

- 第1条 この要綱は、閑散期における山中湖村の観光需要の喚起を図ることを目的として実施する、 山中湖村旅割事業(以下「補助事業」という。)に参加する宿泊事業者が販売する支援対象商品 の割引額分を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金交付に係る事務は、山中湖村から補助事業を委託された山中湖村旅割事業事務局(以下「事務局」という。)が行うこととする。

(対象宿泊事業者の指定)

- 第2条 事務局は、当該補助事業の実施に当たり、次に掲げる者から、補助する宿泊事業者(以下「対象宿泊事業者」という。)を指定しなければならない。
 - (1) 山中湖村内に納税住所を有する者
 - (2) 山中湖村内において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている事業者。ただし、次に掲げる者は、対象としない。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項 第4号に規定する営業を営む者又は社会通念上同号に相当する営業を営む者
 - イ 山中湖村暴力団排除条例(平成24年山中湖村条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団委員等に該当する者
 - ウ 宗教法人及び学校法人の所有する者又は会員を主とした旅館・ホテル営業を営むもの
 - エ 従業員が10人以上いる旅館・ホテルを営む者
 - オ 山中湖村スポーツ・文化合宿等支援事業対象施設を営む者

(補助対象商品及び補助金額)

- 第3条 この要綱による補助金の対象となる商品は、対象宿泊事業者がこの補助事業について、事前に申請を行い販売する宿泊商品(以下「補助対象商品」という。)とする。
- 2 補助対象商品の補助金額は、各対象宿泊事業者に配分された予算の範囲内において、宿泊料金を含む1泊1人当たり定価が税抜き5,000円以上の全宿泊者対象の補助対象商品につき、1,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象外とする。
 - (1) 補助対象商品のキャンセル料

- (2) 山中湖村がこの補助事業の延期又は中止の判断を行った期間に販売し、又は利用する補助 対象商品
- 3 各対象宿泊事業者の配分額は、状況に応じ、調整する場合がある。
- 4 対象宿泊事業者が補助対象商品の価格設定を行う際は、適正な範囲で価格設定することとする。
- 5 補助金の対象となる商品の購入回数は、無制限とする。
- 6 補助金の対象となるのは、事務局が別に定める期間に利用された補助対象商品とする。 (交付申請)
- 第4条 対象宿泊事業者は、補助金の交付申請をする場合は、山中湖村旅割事業補助金交付申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、事務局に提出しなければならない。
 - (1) 旅館業法に基づく旅館業の許可を受けたことが分かるものの写し
 - (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - (3) 振込口座の情報が確認できる通帳等の写し
 - (4) その他事務局が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

- 第6条 事務局は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定 額及びその他決定内容を山中湖村旅割事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者 に通知するものとする。
- 2 事務局は、前条の規定により補助金の交付をしないことを決定したときは、理由を付して、山 中湖村旅割事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。 (申請の取下げ)
- 第7条 対象宿泊事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の 内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げ ることができる。
- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はな かったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第8条 事務局は、補助金の交付を決定した後において、対象宿泊事業者の責めに帰すべき事情に

よる場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

- 第9条 対象宿泊事業者は、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他事務局からの指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助金の出納管理及び補助事業を行わなければならない。
- 2 対象宿泊事業者は、第3条第2項第2号に該当する場合のキャンセル料を山中湖村及び事務局 並びに商品購入者に求めてはならない。

(状況報告及び調査)

- 第10条 事務局は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、対象宿泊事業者 に対し当該補助事業の遂行及び事務処理に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。
- 2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、対象宿泊事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(補助対象商品の内容の変更等)

- 第11条 対象宿泊事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象商品の内容を変更し、 又は補助対象商品を廃止しようとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した山中湖村旅割 事業補助金変更申請書(様式第5号)を事務局に提出し、承認を受けなければならないものとす る。ただし、軽微な変更で事務局が認めるものについては、この限りでない。
 - (1) 対象宿泊事業者の所在地、名称及び代表者の氏名
 - (2) 変更等の内容及び理由
 - (3) 変更後の補助対象商品の内容
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 事務局は、前項の申請書の提出があった場合において、承認する旨を決定したときは、対象宿 泊事業者に対し山中湖村旅割事業補助金変更承認通知書(様式第6号)を申請者に通知するもの とする。

(月次報告及び月次請求)

第12条 対象宿泊事業者は、毎月10日までに、前月の実績報告を山中湖村旅割事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書という。」)に次に掲げる書類を添付し、事務局に提出しな

ければならない。

- (1) 山中湖村旅割事業実績内訳シート(様式第8号)
- (2) その他事務局が必要と認める書類
- 2 対象宿泊事業者は、前項の月次報告に併せて月次請求書(様式第9号)を提出できる。
- 3 事務局は、前項の規定による補助金の請求があった場合は、第1項で提出された実績報告書と 照合し、請求内容を確認しなければならない。

(実績報告)

第13条 前条の規定にかかわらず、対象宿泊事業者は、当該補助事業が完了したときは、実績報告 書等を補助事業完了の翌月10日までに事務局に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 第12条第2項の規定にかかわらず、対象宿泊事業者は、前条の実績報告書等に併せて補助 金について請求書を提出できる。

(補助金の交付条件)

- 第15条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) この要綱の規定に従うこと。
 - (2) 対象宿泊事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の 経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
 - (3) 対象宿泊事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた 年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
 - (4) 補助金の対象となる商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(補助金の額の確定)

第16条 事務局は、第12条第1項又は第13条の実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、対象宿泊事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 事務局は、第12条第1項又は第13条の実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、対象宿泊事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第18条 事務局は、対象宿泊事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する ものとする。
- 3 事務局は、第1項に規定する取消しを行った場合は、取消しする金額など必要な事項を記載し、 対象宿泊事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第19条 事務局は、第12条第2項又は第14条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に対象宿泊事業者が指定する口座に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第20条 事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分 に関し既に補助金が交付されているときは、対象宿泊事業者に対し、期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 2 事務局は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、対象宿泊事業者に対し、期限を定めてその返還を請求するものとする。 (理由の提示)
- 第21条 第10条第2項若しくは第17条の規定による指示をするとき、又は第18条第1項に規定する 取消しをするときは、対象宿泊事業者に対してその理由を示すものとする。

(不正利用の防止)

第22条 対象宿泊事業者は、補助対象商品の不正利用防止のために、不正利用を極力排除するため の措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第23条 この要綱に基づく補助事業の実施に関し、対象宿泊事業者が不利益を被る場合であっても、 事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。